長崎市訓令第２０号

長崎市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年１０月２９日

長崎市長　　鈴　木　史　朗

長崎市事務決裁規程の一部を改正する規程

長崎市事務決裁規程（昭和４１年長崎市訓令第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１第１項に次の１号を加える。

⑿　職員（会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）に限る。）を任免すること。			○	

別表第２第３項第２号中「職員」の次に「（任期付短時間勤務職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２１年長崎市条例第３９号）第４条の規定により採用された職員をいう。第２３号において同じ。）及び会計年度任用職員を除く。第５号及び第７号において同じ。）」を加え、同項第２３号中「職員」の次に「（任期付短時間勤務職員に限る。）」を加え、同項に次の１号を加える。

(32)　職員（会計年度任用職員に限る。）の休職又は復職を決定すること。		○		

別表第3に次の1号を加える。

(14)　職員（会計年度任用職員に限る。）を任免すること。	総務部人事課

附　則

この規程は、令和8年11月1日から施行し、同日以後にされる起案に係る文書から適用する。